

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月15日（平成30年（行情）諮問第18号）

答申日：平成30年7月4日（平成30年度（行情）答申第163号）

事件名：「懲罰に係る延長及び免除について」（特定年度 特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月12日付け大管発第2957号をもって大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

懲罰執行と言われるが、「ただ入口を向いて、座っているだけ」が刑事施設の懲罰であり、具体的基準・判定方法を知ったところで、不正は不可能であり、処分に理由はない。

##### （2）意見書

下記第3の2の（4）については、鳥が先か卵が先かの論にも似ているが、免除等は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）156条1項ただし書の「反省の情が著しい場合」であり、たとえ評価方法を開示したところで、看守が「反省の情が著しい」と判断しなければ免除等にはならない。

規定の内容が、外見だけをとらえ、「反省の情が著しいかどうか」を判断するなどの荒唐無稽な規則であるならば、懲罰制度の本旨に反し意味がなく、「真摯な反省」かどうかは、複数の看守の主観的判断によってなされるもので、ガイドライン的、本件文書を開示したところで、想像力たくましい処分庁の「パンドラの箱をあけた」ような状況が生じるはずもない。

現実には、懲罰の減免は、実施0が続いており、人権的観点から、当該ガイドラインが、妥当なものか、開示すべきであり、それこそが、法の目的である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が大阪矯正管区長（処分庁）に対し、法に基づき、行政文書開示請求書により開示請求を行ったことを受けて、処分庁が、平成29年10月12日付け大管発第2957号行政文書開示決定通知書をもって、23件の行政文書を一部開示するとの決定（原処分）を行ったことに対するものであるところ、審査請求人は、開示を受けた行政文書のうち、平成28年7月25日付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第77号「懲罰に係る延期及び免除について」（本件対象文書）に係る一部開示決定について、懲罰の具体的基準・判定方法を開示したところで、不正を行うのは不可能であり、一部を不開示とした原処分は不当である旨主張していることから、以下、本件対象文書に係る不開示情報該当性について検討する。
- 2 不開示情報該当性について
  - (1) 本件対象文書は、特定刑事施設における懲罰の延期及び免除の運用方針等を規定した首席矯正処遇官（処遇担当）指示である。
  - (2) 懲罰とは、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、これを害する行為をした被収容者に対して、制裁として一定の不利益を科することにより、その被収容者及び他の被収容者による規律及び秩序に違反する行為の発生を防止しようとする懲戒罰であり、刑事収容施設法150条において、被収容者が刑事施設内において遵守すべきこととされている遵守事項等を遵守せず、又は刑事施設の規律及び秩序を維持するために刑事施設の長又はその指定する職員が被収容者の生活及び行動について行った指示に従わなかった場合には、刑事施設の長は、当該被収容者に懲罰を科することができる」と規定している。
  - (3) また、刑事収容施設法156条1項ただし書において、懲罰を科された被収容者の反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる」と規定しており、本件対象文書は、特定刑事施設における同条項の運用方針を規定したものである。
  - (4) 処分庁は、本件対象文書中、懲罰に係る受罰状況の評価方法及び免除を上申する際の基準を記載した部分を不開示としているところ、これらの情報を開示した場合、懲罰の免除を受けるための具体的な基準が明らかとなり、懲罰の執行を受ける被収容者が真摯に反省せずとも一定の態度を示しておけば懲罰の免除を受けることができるとの安易な考えに至り、反省を深める機会を逸した当該被収容者が再度の反則行為等に及ぶなど、規律及び秩序の維持に反する行為の防止を本来の目的とする懲罰の制度が機能しなくなる可能性が否定できず、その結果、刑事施設内における反則行為が増加し、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ず

ることとなるおそれが相当程度高く、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は法5条4号に該当する。また、懲罰の制度が機能しないこととなった結果、反則行為の抑止を図るべく、刑事施設内における警備体制や職員配置等の見直しを余儀なくされるなど、適正な事務の遂行に支障を生ずるおそれが認められることから、これらの情報は同条6号にも該当する。

- 3 以上のとおり、本件対象文書において不開示とした部分については、法5条4号及び6号に該当するものであり、原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年2月1日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月2日 本件対象文書の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であるところ、処分庁は、その一部（以下「本件不開示部分」という。）を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 刑事施設の長が、刑事施設の被収容者に対して科する懲罰の意義及びそれを科する要件並びにその執行の延期等の要件が、上記第3の2(2)及び(3)の諮問庁の説明のとおりであることは、刑事収容施設法の関係諸規定上明らかであるところ、本件対象文書は、特定刑事施設における刑事収容施設法156条1項の運用指針を規定したものと認められる。

そして、本件不開示部分には、特定刑事施設における懲罰に係る受罰状況の評価方法及び免除を上申する際の基準が記載されていると認められる。

- (2) そこで、刑事施設において行われる業務の性質等も併せ考慮して検討すると、本件不開示部分を公にした場合、懲罰の免除を受けるための具体的な基準が明らかとなり、懲罰の執行を受ける被収容者が真摯に反省せずとも一定の態度を示しておけば懲罰の免除を受けることができるとの安易な考えに至り、反省を深める機会を逸した当該被収容者が再度の

反則行為等に及ぶなど、規律及び秩序の維持に反する行為の防止を本来の目的とする懲罰の制度が機能しなくなる可能性が否定できず、その結果、刑事施設内における反則行為が増加し、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずることとなるおそれが相当程度高く、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(3) したがって、本件不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条4号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

平成28年7月25日付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第77号「懲罰に係る延長及び免除について」（平成28年度 特定刑事施設）